

## 『相続税調査の概要』

相続税における申告は、税務署の税務調査により完結します。よって税務調査を想定しながら、相続対策するのがよりよい方法です。その概要は次のとおりです。

### I. 税務調査の目的

税務調査の目的は、課税が正しくおこなわれているか、申告の方法は適切か否かを調べることにあります。具体的には、銀行、生命保険会社や一般事業会社などからの支払調書から預金の所在や死亡保険金・退職金の有無などを把握します。また、毎年の確定申告書を継続管理し、この中の不動産所得、配当所得、利子所得などの資産所得から資産の移動や蓄積状況を把握しています。特に金融資産については、故人の名義の金融資産はもちろん、配偶者や同居家族の名義の預金についても調査し、その妥当性の検討が行われます。

さらに、銀行などで資料の収集をしたりして、過去5年分のそれぞれの名義の預金の変動を調べ異常な変動がある年分を集中して精査します。例えば、亡くなった父の預金が3年前に急に大きく減少していたりしたら、何か他の資産を取得したか、又は、家族などに贈与したかなどが通常考えられます。そのため、新たな資産の取得が確認できなければ、家族名義の預金をチェックし、増加している場合には時期と金額などを突合し、贈与の事実を推定します。

さらに、その金融資産の管理者や取引印鑑などをチェックし、真の所有者が誰であるかを判定する場合の目安とします。

### II. 税務調査への対応

税務調査は、通常事前に日時の通知があり、原則として、自宅で調査が行われます。調査当日までに、金庫内の整理をはじめ現物整理は十分に行っておくようにします。申告した資産の関係書類のうち、金融資産については預金通帳や株券・債権など、不動産については謄本や権利書など重要書類についてきちんと整理しておくことがよいでしょう。特に、銀行などの預金通帳や取引印鑑のうち、成人した子供達のものまで預かっていると、真の所有者についての判定において、疑問を残すことになるので注意が必要です。

調査当日、税務署員から故人の病歴、趣味など一見取りとめのないような質問をされたりします。これは、病気療養の時間が長ければ、その間、いろいろな相続税対策をする期間もあったろうということを確認したり、趣味がゴルフであれば、申告漏れのゴルフ会員権があるのではないか、書画骨董が趣味であれば、それなりの価値のある書画骨董品の申告が漏れていないか等を確認することが目的です。

また、家庭で使用している電話帳や保存してある年賀状、香典帳、葬儀の参列者の名簿なども見せて欲しいと言われる場合もあります。電話帳からは、相続税の申告書に載っていない郵便局や銀行などの電話番号が記載されていると、その金融機関に預貯金があるのではないかと推測されたりしますし、被相続人宛の年賀状からは、差出人が銀行や証券会社であったりした場合は、申告から除外されていた銀行預金や株式などの発見の端緒になることがあります。また、香典帳や芳名録からは、生前のおつきあいが明らかになります。特に金融機関関係者の名簿は、やはりその金融機関での預貯金の存在を税務署員に連想させます。

銀行の貸金庫についても、相続人立会いの下に開閉を求められることもあります。貸金庫は、銀行で開閉記録が残っているので、税務調査直前に開閉していたりするとよけいに怪しまれたりしますので、貸金庫も相続発生後速やかに関係書類などを整理しておきましょう。